

オンライン診療の 活用例をご紹介します。

ご紹介する例はあくまで一例です。オンライン診療は幅広いシーンでご利用いただけます。

外来の場合



勤労者

- 仕事が忙しくて通院できない
- 治療意識が低く計画的な治療ができていない



高齢者

- 介助がないと通院できない患者さん
- 介助に負担を感じている患者さん家族



2~3カ月に1回の対面診察にすることで、**時間的、精神的、身体的な負担を軽減**。計画的な診療の場を患者さんに提供し、**治療の脱落防止**

在宅の場合



ふだんの訪問に
オンラインを
組み合わせたい場合

- 月1回の訪問にオンラインを組み合わせて診療機会を増やしたい
- 月2回の訪問にオンラインを組み合わせて密度濃くケアを提供したい



こんな使い方も

電話では症状を
把握しづらい場合

- 状況を訪問前に正しく把握し、判断したい
- 難病・終末期の患者さんをサポートしたい
- 患者さんや家族の不安を解消したい

毎月の訪問診療に
オンライン診療を
組合せた診療スタイル



ビデオ通話を利用

※電話等再診で算定



患者さんや家族に **安心感を提供**し、医師の **移動負荷の軽減** にも効果的

令和2年度 診療報酬改定について

施設基準

- 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針(ガイドライン)等に準拠していること
- 1月あたりの再診料等(電話等による再診は除く)及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること
- 患者の急変時等の緊急時には、患者が速やかに受診できる医療機関において対面診療を行えるよう、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、当該計画の中に記載しておくこと

点数

外来

オンライン診療料

71点

+

各医学管理料^{※1}

100点

在宅

オンライン在宅医学管理料

100点

※1 情報通信機器を用いた場合

算定基準

- 現在、別途定めている医学管理料を算定している初診以外の患者
- 当該の医学管理にかかる初診から3カ月以上経過していること
- 対面による診療とオンラインによる診療を組み合わせた診療計画を作成し、当該計画に基づき診療をおこなった上で、その内容を診療録に添付していること
- 当該計画に沿った計画的なオンライン診療を行った際には、当該診療の内容・診療を行った日、診療時間などの要点を診療録に記載すること
- オンライン診療と対面による診療の間隔は3カ月以内に限る
- 当該保険医療機関内で診療をおこなうこと
- 対面と同一の医師がオンライン診療をおこなうこと
- 予約に基づく診療による特別の料金の徴収はできない(ただし、情報通信機器の運用に要する費用については、サービス等の費用として別途徴収できる)
- オンライン診療時に、投薬の必要性を認めた場合は、処方料または処方箋料を別に算定できる

対象となる医学管理料について

外来の場合

病床数200未満が対象		病床数制限なし	
名称	届出	名称	届出
特定疾患療養管理料	不要	てんかん指導料	不要
生活習慣病管理料	不要	難病外来指導管理料	不要
地域包括診療料	要	糖尿病透析予防指導管理料	要
認知症地域包括診療料	要	小児科療養指導料	要

出典: H30年3月5日厚生労働省発出資料より

在宅の場合

病床数制限なし	
名称	届出
在宅時医学総合管理料	要
精神科在宅患者支援管理料	不要
在宅自己注射指導管理料	不要
慢性頭痛 ^{※2}	不要

※2 別途研修を受ける必要があります

お薬のお渡しについて

院外処方の場合: 医療機関は、処方せん原本を患者さんの自宅などに郵送。患者さんは届いた処方せんを調剤薬局に提出し、対面で服薬指導を受けて処方薬を受け取ります(処方せんの期限は延長可)。

院内処方の場合: 医療機関は、処方せん原本と処方薬を患者さんの自宅などに郵送することが可能です。

オンライン診療の診療報酬の算定方法について

オンライン診療料(71点): オンライン診療実施月に算定が可能です(患者さんへの請求も当日可能)。